

保険証を忘れたとき

～療養費～

加入者が保険証を持たずに医療機関にかかった時は、まずは医療費を全額（10割）お支払ください。後日、ご加入の健康保険へ申請すると費用の一部が「療養費」として払い戻されます。

*健康保険の手続き中で保険証が届いていない等、健康保険が認めた理由がある場合に限り支給されます。

鶉飼さん



ルーシー



医療保険制度の一般的な説明です。
例外的なケースもございますが、
あらかじめご了承ください。

保険証を忘れたとき

～療養費～

【対象者】

協会けんぽの加入者

【手続き方法】

「療養費支給申請書（立替払等）」を協会けんぽのWEBサイトからダウンロードし、印刷してください。申請書と必要書類を加入している協会けんぽの支部に郵送します。

【必要書類】

- 領収書
 - 診療明細書（傷病名の記載があるもの）
- ※必要書類は原本を添付してください

【振込先】

被保険者名義の口座

【注意事項】

- 保険外診療は、「療養費」の支給対象にはなりません

医療保険制度の一般的な説明です。
例外的なケースもございますが、
あらかじめご了承ください。

